



公 示 送 達 書

宮古島市告示第 121 号

下記の書類は送達を受けるべき者の住所が不明のために送達することができないので、地方税法第20条の2第1項及び宮古島市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なおこの公示送達に係る関係書類は宮古島市国民健康保険課に保管してありますので、来所のうえ受領してください。

令和8年9月10日

宮古島市長 嘉数 登



告示期間 令和8年9月10日 ～ 令和8年9月16日

	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
		氏 名
1	令和8年度国民健康保険税 納入通知書	LE DANG QUYET

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなします。